

確定申告の医療費控除申請はマイナンバーカードのご利用が便利です

確定申告の季節が近づいてきました。
1年分の領収書を保管し、インプットするのは大変な手間。
健康保険組合のホームページから確認可能な医療費明細は、
税申告とは別の目的（適正な医療費確認のため）のシステム
なので 11～12月の医療費は確定申告の時期に掲載されません。



そんな時の救世主がマイナ保険証による医療費控除申請です！

※ドラッグストアでの OTC 医薬品の医療費控除（年間 12,000 円）や
自由診療分、医療機関へ行った際の交通費は以下のやり方では反映で
きません。ご注意下さい。

■マイナ保険証の登録・連携手順（既にマイナ保険証利用中の方は 1.2. の手順は不要です）

1. マイナンバーカードを取得する。

住民票を置いている地方自治体へ申請し、マイナンバーカード取得の手続きをしてください。

申請方法は下記 3 つになります。

- ① 申請用 WEB サイトからの申請
- ② 対応している証明写真機からの申請
- ③ 申請書を記入し郵送による申請



申請後、地方自治体より「交付申請書」が届くので、期限までに
忘れずお受け取りください。

2. マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する。

マイナンバーカードを取得したら、スマートフォンや
セブン銀行 ATM、役所の窓口などで「登録」を行ってください。



※保険証の記号・番号とマイナンバー連携がなされていない場合にはご利用になれません。

マイナポータルサイトにて保険証とマイナンバーの連携が確認出来なかった方は、「Bulas
マイナンバーWEB」よりご登録ください。 <https://mobile.bulas180.com/mynumber/>

注 1) ユーザーIDは各社の社内インターネットでご案内しています。

注 2) 登録のタイミングによっては、連携まで最大 1 ヶ月程のお時間がかかる場合がございます



マイナンバーカードの保険証利用についてはこちら
(厚労省)

■マイナポータルから医療費控除申請をする手順

3. マイナポータルで医療費通知情報を確認する。

受診した月の翌々月 11 日から医療費情報が確認できます。
確定申告に必要な 1 年分の医療費は原則として 2 月 9 日に
一括で取得可能となります。



4. 国税庁ホームページで確定申告書を作成する。

マイナポータルは国税庁の「確定申告書等作成コーナー」と
連携しています。1 年間の医療費を自動で転記してくれます。
PC やスマートフォンから簡単に申告ができます。



5. 家族の医療費をまとめて申請する場合

合算して申告したい場合は、ご家族のマイナンバーカードを
取得し、ご家族間で代理人設定をする必要があります。
ご家族の暗証番号を入力し、ご家族のマイナンバーカードを
スマホにかざしてログインすることで確定申告する人へ医療費
が集計されるよう設定できます。



マイナンバーカードを利用することで、
医療費の領収書の保管が不要となります。

入力の手間も省けます。

マイナポータルからの確定申告、ぜひご活用ください！

◆確定申告についてのお問い合わせは 国税庁へ

◆マイナ保険証についての問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
(受付時間平日は午前 9 時 30 分から午後 8 時

土日祝日は午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分)

(※年末年始を除く)

音声ガイダンスに従って確認したい事項を選択してください。

